

# 令和5年度の施策の実施計画

## 1 **新** 母子歯科保健従事者研修事業（委託）

対象：妊婦

目的：市町村における妊婦を対象とした歯科口腔保健施策の充実を図る。

内容：市町村の母子保健担当者を対象とした妊婦に対する歯科口腔保健に関する研修会の開催

計画：1回開催

## 2 う蝕ハイリスク児歯科保健指導モデル事業（委託）

対象：乳幼児期（うち3～6歳）・少年期（うち7～17歳）

目的：う蝕罹患リスクの高い若年層の県民にブラッシング指導を実施することにより、県民の歯科口腔保健の向上を図る。

内容：県中央こども家庭相談センターをモデル施設とし、一時保護児童を対象にブラッシング指導を中心とした歯科口腔保健指導を実施

計画：6回実施

## 3 学校歯科保健担当者研修事業（委託）

対象：少年期（7～18歳）

目的：学校の歯科口腔保健担当者に学校歯科健診のデータ整理、学校歯科保健活動としての集団フッ化物応用、スポーツ外傷予防としてのマウスガード等の趣旨及び内容を伝達することにより学齢期の歯科口腔保健の取組を推進する。

内容：小・中学校等の養護教諭を対象とした学校歯科保健に関する研修会の開催

計画：1回開催

## 4 特定健診質問票活用事業（委託）

対象：壮年期（40～64歳）

目的：特定保健指導担当者等に歯科口腔保健の情報を提供し、日々の業務に反映してもらうことで歯科口腔保健の普及を図る。

内容：市町村国保特定保健指導担当者等を対象に、特定健診の質問票の歯科の設問でリスク保有者と判定されかつ過去1年間歯科医療機関未受診の者に受診勧奨のダイレクトメールが国保事務支援センターから送付されるようになった事業に関する説明及び成人期における歯科口腔保健の必要性に関する講習会の開催

計画：1回開催

## 5 歯科健診受診勧奨推進事業（委託：国保連合会国保事務支援センター）

対象：壮年期（40～64歳）・高齢期（うち65～74歳）

目的：口腔機能に問題があることが想定される者を早期に発見し、治療につなげることで口腔機能を維持・向上させ、生活習慣病のリスクを低減させる。

内容：特定健康診査の質問票で「食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか」という質問項目に対し「歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある」「ほとんどかめない」と回答した者、かつ、特定健康診査受診年月日から遡って13ヶ月間歯科医療機関未受診者の者に歯科医療機関への受診勧奨通知を送付

#### 6 地域巡回指導・普及啓発事業（奈良県健康長寿事業）

対象：高齢期（65歳以上）

目的：本格的な高齢進展する中、県としても高齢者の健康づくりに積極的に関わっていくことが大切であるという観点から、後期高齢者医療広域連合と連携し、高齢者の健康維持・増進を図る。

内容：専門人材が地域のニーズに応じて高齢者の健康維持・増進に向けた指導等を実施

#### 7 **新** 口腔機能低下症予防推進事業（委託）

対象：高齢期（65歳以上）

目的：高齢者の口腔機能低下を予防し、介護予防を推進する。

内容：各地域における高齢者の通いの場等に赴き、口腔機能低下症の前段階であるオーラルフレイルを予防するための教室を開催

計画：10回開催

#### 8 市町村等歯科口腔保健強化事業（健康推進課、各保健所）

対象：全世代

目的：市町村等の歯科口腔保健推進の取組強化を図り、歯科口腔保健に係る人材を育成する

内容：市町村を対象とした地域歯科口腔保健推進

- ・市町村歯科口腔保健会議の実施支援
- ・歯科口腔保健推進会議
- ・市町村歯科口腔保健事業人材確保のための講習会

#### 9 健康づくり推進費補助金（補助先：歯科医師会）

対象：全世代

目的：県及び市町村が実施する健康増進事業、特定健康診査等保健事業、母子保健事業、その他地域保健に関する事業を円滑に運営するため、団体が実施する、健康づくりの推進に関する事業に対して、その公益性に鑑み予算の範囲内において補助金を交付する。

内容：補助金の交付

#### 10 障害児歯科相談事業（委託）

対象：障害のある人

目的：障害児の歯科保健医療の充実を図り、必要な歯科医療機関につなげる。  
内容：県内特別支援学校に通学する児童生徒の保護者を対象に、障害者歯科治療の現状に関する講演を行うとともに、希望する保護者に対して児童生徒の歯科保健医療に関する個別相談を実施する  
計画：2校で実施

#### 1 1 心身障害者歯科衛生診療所運営事業（指定管理者：（一社）奈良県歯科医師会）

対象：障害のある人  
目的：一般の歯科診療所で治療困難な心身障害者（児）に対して、歯科診療及び相談を行うための心身障害者歯科衛生診療所を運営することにより、心身障害者の福祉の増進を図る。  
内容：一般の歯科診療所で治療困難な心身障害者（児）に対して、歯科診療及び相談を行う心身障害者歯科衛生診療所を指定管理委託により運営。奈良県社会福祉総合センター内の歯科衛生診療所において、月曜日、水曜日、木曜日、金曜日及び日曜日（隔週）を診療日として、年間212日の診療を行う。歯科診療（静脈内鎮静法による治療及び全身麻酔による治療を含む）及び相談を実施  
指定期間：5年間（令和3年度～令和7年度）

#### 1 2 心身障害者歯科衛生診療所設備整備事業（障害福祉課）

対象：障害のある人  
目的：奈良県心身障害者歯科衛生診療所における効果的・効率的な治療の実施と、利用者へのサービス向上につなげるとともに、歯科医師等の心身障害者（児）への歯科診療技術の向上を図る。  
内容：心身障害者歯科衛生診療所の歯科診療機器等を整備・更新。

#### 1 3 在宅歯科医療連携室運営事業（委託）

対象：障害のある人、介護が必要な高齢者  
目的：在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携を図るための窓口（在宅歯科医療連携室）を設置することにより、在宅歯科医療を受ける者や家族等のニーズに応え、地域における在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制を構築する。さらに口腔機能シミュレーターを活用した介護サービス事業所等への出張説明会や個別研修を実施することにより、口腔保健の重要性の普及啓発や他職種連携の促進を図る。  
内容：  
・在宅歯科医療・口腔ケア指導希望者に対する訪問診療が可能な歯科診療所の紹介  
・訪問診療を行う歯科医師等への在宅歯科医療機器の貸出  
・介護サービス事業所等と連携し、ケアプラン策定等の調整  
・口腔機能シミュレーターを活用した介護サービス事業所等への出張説明会や個別研修

#### 1 4 訪問歯科指導対応歯科衛生士研修事業（委託）

対象：障害のある人

目的：訪問歯科診療の補助、在宅口腔ケアを担当できる質の高い歯科衛生士を養成する。

内容：主に歯科診療所に勤務する歯科衛生士を対象とした研修の実施

計画：8回（初級2回＋中級2回＋上級4回）開催

#### 1 5 糖尿病歯周病医科歯科連携推進事業（委託）

目的：糖尿病と歯周病の医科歯科間の患者紹介を推進することにより、県民の糖尿病重症化予防及び歯科口腔保健の向上を目指す。

内容：医療従事者を対象とした糖尿病歯周病医科歯科連携に関する講演会の開催

計画：1回開催

#### 1 6 歯科医師認知症対応力向上研修（委託）

目的：歯科医師の認知症対応力を向上し、認知症の早期診断・治療・支援につなげるとともに、その後も認知症の人の状況に応じた口腔機能の管理指導や服薬指導ができるようにする。

内容：歯科医師を対象とした研修の実施

計画：1回開催

#### 1 7 医療機能等情報提供事業（地域医療連携課）

目的：医療機関の報告情報を集約し、公表することで、県民が医療機関を適切に選択できるように支援する。

内容：様々な条件で検索可能となる医療機関情報の公表

診療科別、診療時間帯別、救急対応、疾患・治療内容別、検査別、地域別、最寄駅別 等

#### 1 8 がん患者に対する口腔ケア対策支援事業（委託）

目的：がん患者が安心してがん治療中に口腔ケアや歯科治療を受けられるように、歯科医療従事者の質の向上や医科歯科連携の促進を図る。

内容：がん診療連携登録医の資質向上のためのスキルアップ研修会、がん診療連携拠点病院等と地区歯科医師会とのがん患者の口腔管理に関する連絡会の実施、がん患者の周術期口腔機能管理の重要性の啓発等

計画：①がん診療連携登録医の資質向上のためのスキルアップ研修会 1回

②がん診療連携拠点病院等と地区歯科医師会との連絡会 9回

③がん患者の周術期口腔機能管理の重要性の啓発

県民の関心の高いテーマ内容で効果的な広報を実施予定。

#### 1 9 歯と口腔の健康づくり検討委員会（健康推進課）

目的：歯科口腔保健に関する重要事項についての審議

内容：なら歯と口腔の健康づくり計画の改定に関する検討等

計画：2回予定

## 20 口腔保健支援センター運営事業（健康推進課）

目的：なら歯と口腔の健康づくり条例（平成25年3月奈良県条例第73号）第8条に定める歯と口腔の健康づくりに関する計画の推進のため、計画の進捗管理、市町村支援等を行う。

内容：健康推進課内に、歯科口腔保健の推進に関する法律第15条に規定される口腔保健支援センターを設置し運営する。

計画：歯科衛生士（会計年度職員）を1名配置

## 21 **新** 健康関係3計画策定事業（健康推進課、一部委託）

目的：令和5年度に計画期間満了を迎える「なら健康長寿基本計画」「第3期奈良県食育推進計画」「なら歯と口腔の健康づくり計画」の3計画について、現計画の評価と新計画の策定を行う。

内容：関係審議会の開催、作業部会の開催、現計画の評価、新計画の素案作成、議会対応、パブリックコメント対応、新計画の確定・公表等

## 22 **新** 歯科衛生士養成所設備整備事業（補助先：歯科医師会）

目的：奈良歯科衛生士専門学校の学生実習用医療機器（マネキンヘッド）の更新に係る経費を補助することにより、県内における歯科保健医療従事者の育成・確保を図る。

内容：補助金の交付